

第57号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年7月9日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「公民権行使等休暇は、」の下に「職員が、」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

付 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

改正後（案）	現行
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成十二年三月三十日 文京区教育委員会規則第十五号	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成十二年三月三十日 文京区教育委員会規則第十五号
第一条～第十六条 （略） （公民権行使等休暇）	第一条～第十六条 （略） （公民権行使等休暇）
第十七条 公民権行使等休暇は、職員が、正規の勤務時間の全部又は一部において、職員の選挙権その他の公民としての権利の行使又は裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭（以下「公民権行使等」という。）をするための休暇であって、その期間は、必要があると認められる時間とする。	第十七条 公民権行使等休暇は、_____正規の勤務時間の全部又は一部において、職員の選挙権その他の公民としての権利の行使又は <u>公の職務の執行</u> _____（以下「公民権行使等」という。）をするための休暇であって、その期間は、必要があると認められる時間とする。
2・3 （略）	2・3 （略）
第十七条の二～第三十三条 （略）	第十七条の二～第三十三条 （略）
付 則 <u>この規則は、令和八年八月一日から施行する。</u>	